

## < 4号関係 > 「自然災害等」

### 4号の認定要件（自然災害等<sup>※1</sup>の影響によるもの）

- (1) 新潟市において原則1年間以上継続して事業を行っていること<sup>※2</sup>。
- (2) 自然災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※1 令和6年7月1日現在、新潟市で指定されているのは、「令和6年能登半島地震」です。国が指定している期間等については、市ホームページをご確認ください。

※2 業歴3か月以上1年1か月未満である等の理由により、前年の売上高等と比較できない場合でも、認定可能な場合があります。（詳細は「創業して間もない方の認定方法について」を参照）

上記要件に該当することを確認するために必要な資料は以下のとおりです。

- ① 事業所の所在地が確認できる書類（直近の確定申告書<sup>※3</sup>、許認可証、現在事項全部証明書、法人事業概況説明書、印刷したインターネットサイト等）
- ② 最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの<sup>※4</sup>
- ③ 上記「最近1か月」の後2か月間の見込み売上高等のわかるもの、及び対応する前年の2か月の売上高等のわかるもの<sup>※4</sup>

※3 確定申告書は事業所の所在地記載があれば申告書第1表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可。

※4 試算表、売上台帳、（見込み売上高の場合）注文台帳、市ホームページに掲載している「売上高及び売上見込み明細表」に記入・押印したもの、等

## < 5号関係 > 「業況の悪化している業種」

### 5号の認定要件

- ① 国が指定する不況業種を営んでいること
- ② 【イ】最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が前年同期<sup>※1,2</sup>のそれより5%以上減少していること。
- ③ 【ロ】原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

◎平成30年4月1日から責任共有制度の対象となっています。

◎国が指定する不況業種は原則四半期ごとに変更されます。申し込みの際にはあらかじめ市ホームページをご確認ください。

◎認定申請の添付書類として、指定業種を営んでいることが確認できる書類（会社案内、許認可書、工事履歴等）や売上高等が確認できる書類（試算表等）が必要です。

◎5号ロの規定による認定申請においては、上昇率・依存率が20%以上、価格への転嫁の状況は $P > 0$ であること、以上2つの要件をすべて満たすこと。なお、詳細については商業振興課総務・制度融資グループにお問い合わせください。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者は、同感染症の影響を受ける直前同期との比較が可能です。

※2 業歴3か月以上1年3か月未満である等の理由により、前年の売上高等と比較できない場合でも、認定可能な場合があります。（詳細は「創業して間もない方の認定方法について」を参照）